

## 事業者向け弁護士費用等補償特約の改定 ～業務妨害等による経済的被害についての法律相談費用を補償～

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」において、2019年10月より事業者向け弁護士費用等補償特約を改定し、業務妨害等により企業が被った経済的被害についての法律相談費用を新たに補償の対象とします。

### 1. 開発の背景

近年、消費者の権利意識の高まりや、インターネット社会の成熟化に伴い、顧客からの悪質なクレーム被害(カスタマーハラスメント)やSNS上での自社製品に対する誹謗中傷や炎上など、これまでになかったようなトラブルについて企業側が被害を被るケースが増えています。

これらのトラブルが発生した場合、事態が深刻化すると、カスタマーハラスメントを原因とした従業員の退職や、SNS上での拡散による企業ブランドの失墜に繋がる可能性があります。

特に、中小企業においてマニュアルや体制の整備ができていない場合には、専門家への相談を通じて早期解決を図る必要性が高く、その際に要する法律相談費用を補償する商品を望む声が高まっていました。

### 2. 弁護士費用等補償特約(事業用)の特徴

事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」で提供している弁護士費用等補償特約(事業用)を改定し、業務妨害等による経済的被害についての法律相談費用を新たに補償します。

これまで同特約では、企業やその使用人等が「対人・対物被害」を被った場合の弁護士費用および法律相談費用を補償していましたが、今回の改定により、対人・対物被害だけでなく、企業が「業務妨害等による経済的被害」を被った場合の弁護士等への法律相談費用も補償します。

<弁護士費用等補償特約(事業用)の補償内容>

- ① 対人・対物被害についての弁護士費用、法律相談費用(1名100万円、1事故・保険期間中300万円)
- ② (New!) 経済的被害についての法律相談費用(1事故10万円、保険期間中30万円)

#### 《経済的被害の例》

- ✓ 顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。
- ✓ SNSで自社に対する根拠のない悪評を書き込まれ、拡散された。
- ✓ 海外企業が自社製品のコピー製品を製造し、日本に輸出・販売を行った。
- ✓ 偽の振込依頼メールを信じて、誤った銀行口座に代金を送金してしまった。

今後も、当社は新たなリスクからお客様をお守りするべく、最適な商品・サービスの開発・提供を進めてまいります。

以上